

○米原市子ども・子育て審議会条例

平成25年6月27日

条例第22号

改正 平成27年3月24日条例第13号

(設置)

第1条 米原市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、米原市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務に関すること。
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項の規定に基づく家庭的保育事業等の認可に関して協議すること。
 - (3) 米原市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年米原市条例第67号)第3条第3項および米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年米原市条例第69号)第4条第3項の規定に基づく意見に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策の推進に関し必要な事項
- 2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要に応じて市長に意見をすることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子どもの福祉および教育に関わる地域団体の代表者
- (3) 子どもの福祉および教育に関わる機関の代表者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第3条第2項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成27年3月24日条例第13号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。